

## 大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第4条の2 第7条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第5条の2 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

附則第6条に次の1号を加える。

(16) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零

附則第9条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄